

政策評価の基本的枠組み

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、各府省は、有識者の意見を聞きつつ、政策や事業について、事前や事後に、自己評価を実施することとされている。

政策評価は、同法に基づき、複数年に亘る基本計画を定めるとともに毎年度実施計画を定めて実施することとされており、現在は、第2期基本計画期間（平成19年度～23年度）に当たる。

厚生労働省では、12の基本目標、55の施策大目標、71の施策中目標、160の施策小目標を設定して評価を実施しており、このうち施策中目標が予算書の項と対応しており、施策中目標ごとに実績評価書等を取りまとめることが基本的な評価となっている。

* 政策評価と予算の連携

「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）において、「政策評価を予算の効率化等に適切に反映するため、政策ごとに予算と決算を結びつけ、予算とその成果を評価できるように、予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）と政策評価の単位とを対応させる等の見直しを行い、平成20年度予算から実施する」こととされたことを受けた対応。

* 政策評価の対象と評価方式

政策評価は、政策単位か、事業単位か、事前か事後か、により大きく分類される。評価対象や評価時点により、評価の視点が異なるため、評価の方式が異なってくる。

* 政策評価に関する有識者会議

厚生労働省では、年度末に次年度の政策評価に関する実施計画を策定する際と、夏に実績評価書を取りまとめる際に、政策評価に関する有識者会議を開き、有識者の意見を伺い、政策評価の在り方に反映させている。

なお、この有識者会議のほか、実績評価書については、作成課室において個別に有識者に意見を聞く取組を平成22年度より開始している。